

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成17年3月14日

議 会 事 務 局

目 次

建設常任委員会

3月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
議案第35号所管分、議案第36号の審査	2
質疑（辻委員）	
議案第6号、議案第13号の審査	2
質疑（辻委員、中野委員、柴田委員）	
議案第40号の審査	21
採決	21
閉会の宣告	22

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成17年3月14日(月) 午後 1時 2分 開会
午後 2時43分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 柴田繁勝 委員 中野賢治
委員 辻 勝美 委員 木村勝彦

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 助役 小野吉孝 水道事業管理者 寺田規宏
都市整備部長 岩田延弘
土木下水道部長 山脇 智 同部次長兼下水道管理課長 宮川茂行
交通対策課長 水田和男 下水道業務課長 石川裕司
下水道管理課参事 山口 繁 下水道整備課長 渡辺勝彦

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局書記 寺前和恵

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成17年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成16年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第44号 摂津市特別業務地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 2号 平成17年度摂津市水道事業会計予算
議案第10号 平成16年度摂津市水道事業会計補正予算
議案第35号 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件所管分(市立小川自動車駐車場以外の市立自動車駐車場に関する部分)
議案第36号 摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 6号 平成17年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
議案第13号 平成16年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算
議案第40号 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午後1時2分 開会)

○山本靖一委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は柴田委員を指名します。

先日に引き続き審査を行います。

議案第35号所管分及び議案第36号の審査を行います。本2件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

辻委員。

○辻委員 1点だけ教えてもらいたいですけどね、1ページのところに第21条の中で、最後の方で、「ただし、その自動車の保管に関して、指定管理者が善良な管理者の注意を怠ったときは、この限りではない」ということなんですけど、そういうようなことは今まであったのかどうか、ちょっと教えてもらえますでしょうか。

○山本靖一委員長 水田課長。

○水田交通対策課長 今までそういう前例があったのかということでございますけれども、私どもは自動車の管理者につきましては、現在シルバー人材センター並びに都市開発株式会社の方で、現在管理委託を行っておりますが、そういうふうな事例というのは今のところございません。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 1時 4分 休憩)

(午後 1時 7分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第6号及び議案第13号の審査を行います。

本2件のうち、議案第13号については、補足説明を省略し、議案第6号につ

いて補足説明を求めます。

山脇土木下水道部長。

○山脇土木下水道部長 議案第6号、平成17年度摂津市公共下水道事業特別会計予算につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、6ページ、款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、公債費負担金は、下水道幹線管渠の建設に伴う吹田市及び茨木市からの起債償還金負担金で、前年度に比べ4,699万円の増額となっております。これは、茨木市からの起債償還金負担金の増額を見込んだものでございます。目2、受益者負担金は、前年度に比べ615万6,000円の減額となっております。これは、供用開始に伴う賦課面積の減少によるものでございます。款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料は、前年度に比べ5,544万9,000円の減額となっております。これは、大口需要家の転出等によるものでございます。

7ページ、項2、手数料、目1、下水道手数料は、2万9,000円の増額となっております。これは、排水設備の責任技術者登録手数料の増額によるものでございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、目1、下水道事業費国庫補助金は、前年度に比べ900万円の増額となっております。これは、国庫補助対象事業の増加によるものでございます。

8ページ、款4、繰入金、項1、目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ3,286万5,000円の減額となっております。これは、主に、資本費平準化債の増額によるものでございます。

款5、諸収入、項1、資金貸付金返還

収入、目1、水洗便所改造資金貸付金返還収入は、前年度に比べ916万6,000円の減額となっております。これは貸付件数の減少によるものでございます。

9ページ、項2、目1、雑入は6万円の減額でございます。これは下水道工事共通仕様書の売却数の減少によるものでございます。

款6、市債、項1、市債、目1、下水道債は、前年度に比べ1億470万円の増額で、これは公共下水道事業債及び資本費平準化債の増加によるものでございます。

次に歳出でございますが10ページ、款1、下水道費、項1、目1、下水道総務費は、下水道部局全体に係る事務経費で、その主な内容といたしましては、人件費ほかでございます。11ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、日本下水道協会や日本下水道事業団等に対する負担金で、節27、公課費は、消費税及び地方消費税でございます。

12ページ、款1、下水道費、項2、下水道事業費、目1、下水道管理費は、下水道施設の維持管理に係る経費で、その主な内容といたしまして、節11、需用費は、下水道施設に係る光熱水費や修繕料など、節13、委託料は、下水道使用料徴収事務委託や集中管理室、ポンプ場、ガランド親水施設の維持管理に係る業務委託などでございます。

13ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、安威川、淀川右岸流域下水道組合負担金と水洗便所改造助成金でございます。節21、貸付金は、くみ取り便所や浄化槽便所の改造資金貸付金でございます。

14ページ、目2、下水道整備費は、公共下水道及び流域下水道の建設に係る経費で、その主な内容といたしましては

人件費のほか、15ページ、節13、委託料は、公共下水道工事に係る設計委託料等でございます。節15、工事請負費は、公共下水道の工事請負費で、安威川以北の合流地域で2路線、安威川以南の分流地域で汚水32路線、雨水2路線、全体路線延長で約3.1キロメートルの工事を実施するものでございます。節19、負担金、補助及び交付金は、安威川流域下水道事業分担金で、これは流域下水道施設の中央処理場、味舌ポンプ場などの整備に伴う分担金でございます。節22、補償、補填及び賠償金は、公共下水道工事に伴う地下埋設物等の移設補償費でございます。

16ページ、款2、公債費、項1、公債費は、公共下水道事業、流域下水道事業の起債元利償還金と資本費平準化債の利子及び一時借入金利子でございます。

17ページ、款3、予備費、項1、予備費、目1、予備費は、前年度と同額でございます。なお、給与費明細書につきましては18ページから25ページにかけて、債務負担行為の調書につきましては26ページに、地方債に関する調書につきましては4ページの第2表と27ページに記載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。
○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

辻委員。

○辻委員 質問番号とページ数を述べて質問させていただきますので、答弁の方も番号でお願いいたします。

では、1番、5ページ、歳入の中で繰入金、3,286万5,000円の減額になってるんですが、今年、どのぐらいの工事のキロ数を予定されておるのか、教えてもらいたいと思います。

2番、6ページ。歳入で、下水道使用料で5,544万9,000円ですか、減額。先ほど少し説明があったと思いますが、再度お尋ねいたします。

3番、8ページ、諸収入の中で、水洗便所改造資金貸付金の返還収入についてですけれども、貸付金の中で、返還の滞納者は今どのくらいおられるのか教えてもらいたいと思います。

4番、11ページ、下水道総務費で、負担金の中で、自動車安全運転管理者部会の負担金、これ新たに1万2,000円計上されてるんですけども、ちょっとその理由、教えてもらいたいと思います。

5番、12ページ、下水道管理費の需用費の中で消耗品について、5万5,000円増額になってるんですけども、その説明をお願いいたします。

6番、12ページ、下水道管理費の需用費の中で、印刷製本費が33万9,000円ですか、減額になってますけれども、その理由をお願いいたします。

それから、7番で12ページ、下水道管理費、委託料の中で、下水道使用料徴収事務委託料について、33万7,000円増額になってるんですけど、その説明をお願いします。

8番、13ページ、下水道管理費で、委託料で電気保安業務委託料で8万1,000円増額になってますけれども、この説明をお願いいたします。

次、9番、下水道管理費の貸付金、水洗便所改造資金貸付金ですが、先ほどちょっと説明がありましたけれども、再度減額になった理由をお願いいたします。できれば、その後も細かくお願いしたいと思います。

それから、10番、14ページ、下水道管理費、公課費で自動車重量税の中で、

1万5,000円増額になっていることについて説明をお願いいたします。

それから11番、15ページ、下水道整備費の中で、庁用器具費といたしまして40万円増額になってるんですが、この説明をお願いして、1回目の質問いたします。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 ただいまの辻委員のご質問の中のまず第1問目でございます。繰入金3,200万円の減になっておりますが、平成17年度の工事の予定はということでございますので、工事の予定の方のご答弁をさせていただきたいと思います。

平成17年度の工事、整備延長につきましては、約3.1キロメートルを予定いたしております。その内訳といたしまして、合流区域で管径が250から450ミリで延長約110メートルで2路線を計画いたしてございます。それと、分流汚水でございますが、これは、管径200ミリでございますして、延長で約2,800メートル、32路線を計画いたしております。それから、分流雨水、これにつきましては、管径350から450ミリということの中で、延長210メートルで2路線を計画いたしてございます。

それと、質問番号の11番、庁用器具費の前年度の増額分についてということでお問いでございます。今年度、増額いたしておりますのが、マイクロフィルムを印刷するためのマイクロスキャナーを計上させていただいております。この内容でございますけれども、我々工事発注いたします。工事完成時に請負業者に施工いたしました出来高図面をマイクロフィルムに撮りまして提出をしております。このマイクロフィルムなんですが、下水道台帳でわからない詳細な施工状況が納

まっております、開発業者などの問い合わせに対しまして、技術的な指導に利用をいたしてございます。

このマイクロフィルムを印刷する機械といたしましては、平成5年度から導入いたしておりますマイクロリーダープリンタというものがございました。それが、約10年経過いたしまして、老朽化もしてまいりまして、修理をしながら使っていたというのが実状でございます。あと、修理用の部品も生産中止となった関係で、今回このマイクロスキャナーを計上させていただいたという内容でございます。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 質問番号の2番目の使用料の減少している原因については、大口の事業所、大口の需要家であった事業所が転出していったということから、前年度と比べて減額となっているというものでございます。

3番目の貸付金の返還金で、滞納者数につきましては、平成16年度現年度の貸付分については、まだ把握はしておりませんが、過年度分滞納、15年度までにつきましては、151人でございます。

それから、質問番号4番目の自動車安全運転管理者部会負担金については、前年度平成16年度につきましては、管理費の方に計上していたわけですが、平成17年度につきましては、総務費の方に計上しております。平成16年度に管理費に計上しておりましたのは、車両使用の割合が管理業務に係るものが多いと、その割合が高いということから、管理費の方に計上していたものでございますが、平成17年度につきましては、総務費に計上しております。これは総務費の方で、基本的に下水道3課にまたがる内容のものを計上しようということから、平成1

7年度については、総務費の方に計上いたしました。下水道の管理とか整備とかに特定できない内容ということで、そういった判断をしたものでございます。

質問番号7番目の委託料で、下水道使用料徴収事務委託料、これが増えている原因ということでございますけれども、これは水道部の方と徴収委託契約を結んでおりまして、その協定の中で、計算式というものがございます。具体的には、徴収経費を調定件数で案分した額に補正率を乗じて算出しております。平成17年度については、徴収経費は若干減っておりますけれども、調定件数、下水道の調定件数が増えているということから、その分負担割合が増えて増額となったものでございます。

質問番号9番目の貸付金で、これが減額となっている理由でございますけれども、貸付金につきましては、ここ数年、年々貸付件数が減少しております。ちなみに平成16年度でございますけれども、今まで2月末までの累計でございますけれども、貸付件数は30件、金額にして約860万円程度になっております。平成17年度についても同様に貸付金を増加というものは見込めない、むしろ減らすと見込んでおりますので、このような額を計上しております。

○山本靖一委員長 山口参事。

○山口下水道管理課参事 質問番号5番の消耗品についてでございますが、5万5,000円の増額についてでございます。事業別について説明をさせていただきます。まず、公共下水道管理事務事業では、平成16年度では計上をしておりませんでした。平成17年度は6万7,000円を計上させていただいております。その分が増額となっております。ただし、平成16年度には、公共下水道

管理事務事業は計上しておりませんが、平成16年度においては公共下水道管理事業に含めておりました。

続きまして、公共下水道管理事業については、平成16年度では6万7,000円を計上させていただいておりましたが、平成17年度は5万5,000円の計上とさせていただいております。この5万5,000円は水路の条例制定に伴い、新たに消耗品が必要でありますので、計上させていただいております。その分、1万2,000円の減額でございます。

続きまして、ガランド水路の親水施設管理事業でございますが、平成16年度も平成17年度も21万6,000円計上させていただいております。変更はございません。トータル的に平成16年度は28万3,000円。平成17年度は33万8,000円の計上で、5万5,000円の増額とさせていただいております。

続きまして、質問番号の6番ですけれども、33万9,000円の減額について説明させていただきます。

事業別ですけれども、公共下水道管理事務事業、平成16年度は、計上しておりません。平成17年度は51万9,000円増額しております。続きまして、公共下水道管理事業、平成16年度は107万7,000円を計上しております。平成17年度は21万9,000円計上いたしております。85万8,000円の減額でございます。平成16年度の合計は、107万7,000円でございます。平成17年度は73万8,000円、合計33万9,000円の減額をさせていただいております。

続きまして、質問番号が8番。電気保安業務委託料についてでございますが、8万1,000円の増額でございますが、

本電気保安業務委託料の場所でございますが、三ツ樋ポンプ場と番頭面ポンプ場でございます。本業務の委託料を削減するために、平成14年度から平成16年度の3年間をまとめて、市施設全体、13施設の電気保安業務委託を締結しております。その額が三ツ樋ポンプと番頭面ポンプ場あわせまして、19万4,000円でございます。全体では332万5,000円でございます。平成17年度から3年間まとめて新たに契約を予定しております。見積額でございますが、27万5,000円を計上させていただいております。

続きまして、質問番号10番、自動車重量税について、1万5,000円の増額についてでございますが、平成16年度、軽自動車8,800円掛ける4台で3万5,200円と普通乗用車1台で、2万5,200円、合計6万400円、切り上げまして6万1,000円を計上させていただいております。平成17年度は普通乗用車2万5,200円、3台で7万5,600円、切り上げまして7万6,000円計上させていただいております。その差額が1万5,000円でございます。

○山本靖一委員長 辻委員。

○辻委員 1番については、よくわかりました。すみませんが、これによって普及率何%になるのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

それから、2番については大口ということで、の使用料ですね。そういうことで、一応わかりましたということで、了解とします。

それから、3番については、151人現在おられるということです。先日も私たち議員の方へ市民相談ありまして、確かに滞納者おられましてね、それで、職

員の方も徴収に行かれたと思うんですけども、ちょっとその徴収に行く4年半とか4年とか、経ってから行かれてるということです。市民の中には、やはり真面目に払っているけど、うかつなことがあって滞納者の方おられてね、なぜそれだったらもっと早く言うてくれないのかという声が寄せられております。ということで、一体その徴収について、どのようにされているのかちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

次、4番につきまして、課が変わったということで。我々がやっぱり調べていてね、あるときには総務費、あるときには管理費、総務費というようなね、やっぱり勉強しとってわかりづらいんですよ、これ。であるならば、ちょっと、さっきも言った、全部よろしいですから、ある程度のことですね、入れといていただいたら、だから、なんぼずっと探してもないから、一体これどこいったのかなということになりますんでね、機構改革でされて、またそれがいいと思ってされたんと思いますけど、予算のことですから、勉強する側にとっては要望ですけどね、課が変わればちょっと一言、お声をいただきたいなと、こういうふうに思っておりますので、要望だけしときます。

5番につきましては、ほぼわかりました。有効にさせていただくように。やっぱり、予算全体が減額になっているのに、そういう消耗品の分だけがね、やっぱり増額になるということは、やっぱり努力していただきたいという思いがありますので、よろしく願いしときます。

それから、次、6番。製本についてですね、どのような製本されているのか、ちょっとお聞かせ願えるでしょうか。

次、7番。今先ほど大口が減って、使用料については減額なんですけど、やっぱ

り件数が、そのあとの一戸建てが建って、件数が増えて、1件についてのあれで、増えてるわけですね。1つ、水道部の方にもちょっとしたんですが、この先ほどの延滞の分もひっくるめてね、水道部かなり欠損を出すんですけど、やっぱりそうなりますと、下水道の使用料もお願いしてるわけですから、その分ですね、徴収に行くのは水道部の方から連絡がなければわからないと。どのようにそのやり取りをされているのか、ちょっとお聞かせください。

8番については、委託についてはわかりました。

それから9番につきましても、かなりの減少であるということで、これも了解いたしました。

それから10番の件についても了解いたしました。

11番につきましても、そういう大事な10年間使ってこられた中で、業者間とのやり取りも変わってきたということで、新たな導入されますね。あとお願いしたいのは、やはりそういう新しい機械入ったときにミスのないように、操作きちっと、全職員に徹底していただいて、操作ミスのないようにしてよろしく願います。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 質問番号1番の今年の工事にかかわります普及率ということでお聞きいただいております。普及率につきましては、一応平成15年度末77.7%ということで公表させていただいている中で、今年度平成16年度、現在工事の方も実施いたしておりますので、そちらの方の見込の方からお話をさせていただいて、平成17年度の伸びということでお話させていただきたいと思っております。

一応、平成16年度末の普及率でございますけれども、現在工事の方も実施いたしております。最終、決定してまいりますのは、やはり年度末、3月末日をもって決定をしてまいるわけなのでございますので、あくまで予定ということにはなるんですけれども。まず、平成16年度につきましては、事業費ベースで0.75%の伸びで事業の方実施いたしております。伸び率の内訳といたしまして、合流区域では、平成15年度末で92.5%が92.6%と0.1%の伸び率でございます。分流区域におきましては、64.3%が65.6%と1.3%の伸び率で実施をいたしております。今の市域全体で申し上げますと、整備による普及率といたしましては、78.5%となるのでございますが、平成16年度におきましても、処理区域内ではありますけれども、人口密度の非常に少ない地域で、開発が数件ございました。その開発の普及率の伸びを少し見込まして、これも予定でございますが、市域全体ではほぼ平成16年度末といたしましては、79%になる予定でございます。

それで、平成17年度の事業での伸び率ということでございますが、今、考えておりますのが、0.9%の伸びを考えております。これにつきましては、常々健全化計画等では0.75ないし0.78ということではあったんですが、従前より委員会等でご指摘をいただいております工事請負費の不用額の処理につきまして、財政当局と協議をいたした中で、不用額については次年度へおくるという形の中で、今年度5,000万円、工事請負費で上積みをしていただいた内容で、ほぼ400メーターの延長の増で実施とさせていただきます関係で、今年度0.9%の伸びを考えて予定いた

しております。

○山本靖一委員長 山口参事。

○山口下水道管理課参事 質問番号6番、印刷製本費でございますが、印刷についてどのような製本をされているのかということでございますが、受益者負担金等の通知書、納付書、封筒、それと水洗便所の改造検査シール、そして青焼き代、それと地番図の製本代等を計上しております。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 質問番号3番目の貸付金とその督促時期がかなりおこなれているということで、貸付金につきましては、3年間36回にわたって月賦償還されるもので、毎月納期が到来いたします。しかしながら、これまでは毎月の督促ではなく、年度末等にまとめて実施していたというふうに聞いております。その中で督促漏れがあったということで、大変時期が遅くなったことについては、これは我々も反省しなくてはならないと考えております。

今後につきましては、1か月から3か月経って、滞納されている方につきましては一括で督促をし、さらに督促後においても、3か月、督促後3か月を経過してもなお納付、償還されないものにつきましては、催告をしていくという形で、順次、督促なり催告をやっていく予定にしておりますし、今現在そういった形で取り組んでおるところでございます。

続きまして、質問番号7番目の水道部とのやり取りということで、水道部の方からは、毎月調定額等の報告をしてもらっております。未収金等につきましても、前期、後期、それぞれ金額、件数等を報告を受けております。しかしながら、その督促につきましては、水道部の方の徴収委託しておりますので、水道部の方に

お願いをしております。ただ、下水道料金だけが滞納になっているような場合については、下水道課の方で対応をしておるところでございます。

○山本靖一委員長 辻委員。

○辻委員 ちょっと順番変わりますけども。今の7番の件でありますけどね、水道の方は、そういう特殊勤務ということですね、こちらの一般職と違って手当もいただいているし、また、年度によつての督促の徴収いければ手当もついているという特勤手当ですけどもね、今後見直すということをやっています。僕にしたら、やはり下水道課として委託している以上は、やはりそれだけきちっとしたものを言うべきではないかと。民間では当たり前の話だと思うんですね。ただ、委託料が安いから、1番安かった水道部にこういう形でお願いしたということありますけども、一応企業契約ですから、きちっとやってもらいたいなど。同時に、水道部の方でもOAシステムの改良とかいろいろなことをされてますし、また職員も上級のそういうシステムの研修に行かしておりますから。よく話し合いしていただきましてね、瞬時にわかるように。であるならば、両方から人を出して、そういうことを徴収の方ですね、ともに行くというような方向も考えてもいいんじゃないかな。やはり真面目に納めてる方のやっぱり負担を軽くするというのが、あなた方の仕事じゃないかな、このように思いますので、要望としときますけども、1度考えていただきたい。きょう助役おられますから、システムの、どちらも違うシステム使うてるからできない話ありますけども、できたらこの件、1つにまとめるようなシステムにしていいただいたらありがたいなど、このように思っております。

次、6番目。製本費わかりました。

次、滞納者についても、2番につきまして極力漏れのないようお願いしたいと思います。

次、最後1番になりますけども、この間、来年、普及率約80%ということで、本当にご苦労かけました。私、議員になりましてから、本会議場でも摂津は教育予算よりも建設費予算の方が多いいという質問等もあって、その中私たち先輩議員も、この公共下水については大きく力を入れてきたということ聞きながら、この間見させていただきました。また、他市へも視察に行ってその經常収支を見ますと、やはり国の範囲でやっておられてね、我々よりもおけているということも感じますし、その点は、市民も感謝してると思います。ということで、大変、私たちも市民の要望を受けながら、財政苦しい中でも言いたいことも言い、お願いも言い、その都度本当に現場へ足を運んでいただいたことに本当に感謝しております。あとは、残されました約20%地域の方々も1日も早い公共下水の普及を望んでおられますので、どうか今後予算については減額になるかわかりませんが、どうか知恵と工夫を出していただいて、例え1メーターでも進んで、1日も早い完成を目指していただくとことを要望して質問を終わります。

○山本靖一委員長 ほかに質疑ありませんか。

中野委員。

○中野委員 貸付の返還の問題はちょっとわかったんですがね、公共下水道工事で、また収入するような面があるのか、ちょっとその辺を聞かせてくれませんか。

次は、概要の179ページの不明水対策調査費で700万出ておりますね。これの委託の成果というんですかな、どう

いう見込をやってるんか、ちょっと聞かせてくれませんかね。

それと、同じ179ページの概要でございますが、防火水槽等しゅんせつ委託料で196万3,000円。これちょっと内容説明お願いいたします。

それと、せせらぎ水路清掃、これ、作業内容を聞かせてください。

それから179ページ、同じ水質分析委託料で71万3,000円出ておりますが、これ、何回ぐらいやって、どういう成果というのかな出てるのかなということちょっと知りたいために、聞かせてください。

さっき、今、辻議員も言われましたけど、本当に公共下水進めていただいて、本当にありがとうございます。感謝しております。

そこで、ほとんど地図見ますと、もう大体満遍なくわたっておるんですが、ただ残念ながら、東別府の地区だけ、どうしても空白になってるところがありますんで、これに対する対応、私も地元におりながら、本当に申しわけないと思っておるんですけど、この対策というのはどういう方向性を示しておられるのか、それだけ聞かせてください。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 工事の関係で、ほかに収納するものがあるのかというお問い合わせでございます。工事の負担金として受益者負担金でございますが、受益者負担金につきましても、滞納額が多いということから、現在その債権回収に積極的に取り組んでいるところでございます。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 179ページ、公共下水道事業の不明水対策調査委託料、これの委託の成果ということでございますが、平成15年度におきまして、主に安威川以南でございます。こちらの方の

汚水の分につきまして、やはり有収水量と実処理水量、この差が非常に大きいということは言われております。ですから、できるだけ有収水量に近づけるということで、余計な経費をかけていけない、その差は恐らくなんらかの形で公共に流入してるであろうということでございます。私どもとしましても、少しでもその分を軽減するがために、管内調査と申しまして、どういうふうな流れが生じているか。中には誤接もございまして、折りには管と管の接合部、この辺りからの漏水ということもございまして、ですから、そういう汚水管の中に一応カメラを通して、そこからどういうふうな水の流れが発生しているかというようなことを調査しております。これを受けまして、平成16年度、今年度におきまして、その不明水が流れ出てる箇所、これをポイント的に押えておりますから、その部分の部分的補修あるいは、平成16年度では実際しておりませんが、万が一マンホールとマンホールの間の部分をやり直さなければならないというようなことがあれば、できるだけ翌年度、そういうことを対処してまいりたいということをつかむがための委託をしております。

同じくガランド水路の関係で、防火水槽、それからせせらぎの内容でございますけれども、防火水槽等しゅんせつ委託料、それから、せせらぎ水路清掃委託料、これはどちらかといいますと、あわせてやってるような状況でございます。ただ、業者は別でございますけれども、せせらぎの方は、月2回平均、平均にしまして月2回のせせらぎ部分の清掃委託をしております。その清掃にあわせて、せせらぎの分で2か所、防火水槽を兼ねましたポンプ井がございまして、その部分にもコケが流入いたしますものですから、

その中の清掃も行っている。そうしないとポンプの方にコケが絡みついて正常な稼働をしないというような状況も発生しますがために、このせせらぎ水路の清掃にあわせまして、防火水槽2か所分を清掃しているという内容でございます。

それから、水質分析委託料でございますけれども、やはり1つはこのせせらぎには、下水道処理水を放流しているという内容がございます。その中で処理水を放流するにあたりましては、処理場は処理場で一応滅菌という形にはされておりますけれども、やはり私どもの施設に到着して、私どものはけ口から最下流までの間には、やはりその水質も変化いたしております。これがやはり水質の中で初期目的としましては、親水ということですから、水に触れてもらってもいいという状況の施設にしております。ですから、その水質を管理することで、とんでもない悪化するような状況があってもございませんので、それを監視するがために水質調査をさせていただいているという状況でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 整備の方にかかわります2点ほどございまして、まずちょっと前後するんですが、まず東別府2丁目の整備についてということでございます。従前より、東別府2丁目につきましては、各会派の皆様方へもご協議をいただく中、進めてはおるんですけども、なかなか前に進んでないというのが実状なんですけど、まず、今現在の整備状況といたしまして、水神木水路より以西につきましては、ほぼ地権者の方のご了解をいただく中で、平成14年度から実施をさせていただいて、今年度もさせていただき、来年度も予定箇所としてあげさせていただいてい

るとというのが実状でございまして、ほぼ以西につきましてはそれで完了してまいろうかと考えております。引き続きまして、今の以东につきましても、続けて整備をしていくことが1番望ましいんではありますけど、現在、いろいろと地権者の方の開発時点でのわだかまり、これに対して、解決策を市の方からなんか提示はさせていただいたんですが、なかなかご了解をいただけてないと、今現在もその状況でございます。その中、決して放っておくわけにもいきません。粘り強く交渉の方、今後とも続けてまいりたいというふうには考えてございます。それと、非常に年数も長くなってございまして、やはりまた違った面からというんですか、法的に何かそういう糸口はないかということもありまして、今現在、本市顧問弁護士の方へも相談の方させていただいているというのが、今現状でございます。よろしくお願いをしたいと思います。

それと、もう1点、ちょっとご質問の方、確認をさせていただきたいんですが、公共下水道工事、今後進めていく中において、収用をかけてまでする工事があるのかどうかというご質問であったかと思うんですが。

申しわけないんですが、その辺よろしくお願いをしたいと思います。

○山本靖一委員長 中野委員。

○中野委員 今1番目の弁で、実は工事をしたと。これ1期、2期、3期、4期、5期という形でお支払いするのかな。これはまた別個なんかな。というのは、公共下水道工事したあとからに、請求書が、また辻議員が言うてるのかどうかこれ、ちょっとあれなんやけど、工事したあとに、1期、2期、3期、4期で工事請求がきて、1期、2期、3期で納めたけど

も、4期、5期が納入になってないという形がありましてね、これが結構市民から今、3年も4年も放置しとってなんでやという形がね、これ。

○山本靖一委員長 受益者負担金のことですか。受益者負担金と工事とはまた別個の話。いやいや、受益者負担金やったら受益者負担金ということで質問してください。中野委員。

○中野委員 負担金だと思うんですが、そういう形がね、ちょっといや、苦情が結構入ってきてるんで、どういような対応措置をしてるんかな。請求というんか、してるんかなということをやっと聞きたいために質問させてもうてます。

それともう1つはね、これ不明水対策調査委託料で700万ですわね。結局、今15年度とか14年、15年、大体これ同じような費用出てるんですね、大体。私にしたら、こんだけの700万かけてね、なんらかの形が成果が生んできとるんやったらGOのサイン出したいんですけども、今さきにこんだけの成果上がりましたよという形はちょっと正直もらえなかったものですから、すみませんけど、もう1度聞かせてくれませんか。

それから、せせらぎ水路の清掃の問題ですね。これ、月2回。大きく藻とかなんかとるのは、年何回やるんでしょうか、聞かせてください。

それと、水質の問題におきまして、実は、確かにそうですね、調査されるのも本当に結構なんです。実は、大量にちょっと鯉が死んだことあったでしょ。ああいう面で、実はすぐさまにモニター関係で、今はこういうまあいうたら危険な水が流れてますよという形をね、これできてるんかなというちょっと心配があったもんですから、聞かせてもらいました。

それと、東別府2丁目の問題ですが、

これは1番、正直言ってネックは何になってるんでしょうか。ある企業ですわ、ある企業の場合に、ほとんどクリアしたというふうに私は思うんですけどね。それにはまだ固執してるということに対してどうなのかということも思ってるんですが、何が問題なのかもう一遍聞かせてください。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 受益者負担金関係の対応その他をどういふうな処理をしてきたのかということでございますが、貸付金と同様に、これも3年間にわたって納付をされるものでございますが、納期は6回、督促につきましては、納期ごとでなく、これも年度末に実施していたというふうに聞いております。今現在、新たな課となりまして、新たな係になりまして、この受益者負担金にも集中的に取り組んでおるところでございます。その中で督促のおくれているもの等について、今請求をさせてもらってるということでございます、市民の方から批判も受けませんが、そういった説明をした中で、一定の説明をした中で納付の方をお願いしているという状況でございます。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 不明水の関係をなんらかの成果がということなんですが、15年度で実態把握しました。本来平成16年度、平成17年度も引き続き、その実態をもってその不良箇所の整備を翌年に実施してまいりたいと。15年度の調査の内容では、やはり取り付け管の部分からの漏水等も発見されております。この部分につきましては、やはり本管に枝管を取り付けるところの接合部からの漏水ですから、明らかにこれは地下水が、安威川以南は非常に地下水も高いところでございますから、どうしてもそういう

ところの部分は数件確認されております。ですから、その部分につきましては、部分的補修でその漏水を止めるというような形の術、ただ、非常に今のところ有収水量の部分とそれから実流入しております数量の差が余りにも大きいものですから、非常に調べなければならぬのは、今まで過年度で実施してまいりましたエリアをすべて確認した中で、水量がどれほど増減するかという結果になろうかと思えます。ですから、今年度の実績をもって目に見えるような形での成果、不明水の減水量が幾らあるというのはちょっとつかみにくいかなというふうには思いますんで、これは地道にやはりそういう不良箇所を今後も確認し次第、止水に努力していきたいとこのように考えております。それから、せせらぎ水路の件でございますけれども、この水路に生えます藻の頻度というのがございます。やはりこれは季節の違いがございまして、直射日光がきつく当たります夏場の間、やはりこの間につきましては、非常に藻の繁殖が非常に早い状況で繁殖いたしてまいります。ですから、年を通じまして、月2回平均と申し上げておりますけれども、やはり夏場には3回する場合もございませぬ。冬場には月1回あるいは2か月に3回というような形で、その藻の繁殖の程度によりまして清掃をしているという状況でございます。ですから、その内容で先ほどの防火水槽のしゅんせつもその時期にあわせた形でしているという状況でございます。

それと、水質の分析の件で、確かに、昨年でしたですか、大量に鯉が死滅といえますか、完全に亡くなったと。これは1つの原因としましては、新聞報道あるいは管理しております組合の方からも報告を受けておりますけれども、要は最終

放流する際の塩素滅菌のバルブの閉め忘れでその塩素濃度が非常に濃い状況になってしまったということで、そういう水生動物に影響を与えたということでございます。それが正常に戻ったかどうかという確認ですね。これを周知したかという、周知の方法かと思うんですが、この件につきましては、その維持管理をされてます組合の方から、現状とそれからその後流された水質について、こういう内容になりましたと。放流口でも確認した状況では、処理場から放流してる水質とイコールですよという内容でございます。その内容につきましては、広報等々では周知させていただいておりますけれども、沿道自治会あるいはガランド美化会等を通じて、事態とそれから現状復帰したというような内容を連絡させていただいたという状況でございます。

それと、東別府の不同意の関係で、ネックは何かということでございます。この件につきましても、私どもも、体制が変わるたびに、必ずご面談させていただき、今後とも協議をさせていただきたいと。その中で、1つは先ほど渡辺課長が申しあげましたように、開発にかかわるこだわりといいますか、非常に開発者に負担をかけさせた内容、それとその周辺で行われた開発の内容、これらの相違も指摘受けております。もう1つは開発途上で負担された用地が別にあると。その用地に対する取扱い。この物件につきましても、本市の方から用地提供という形の中で、相手方の要求に応じた形で、この程度ならできますよというお話もさせていただきました。しかしながら、相手の要求の内容と私どもがそのことに関して提出させていただいた内容には差があり過ぎるからそれは無理だというようなことですね。あと、本市がその周辺で取

り巻く残存農地といいますか、まだ開発ができる余地のある土地ですね。こちらの取扱いについての部分、この辺もちょっと不信感をお持ちかなというふうに思います。ですから、これが問題だということで、先方の方から内容提示を受ければ、それなりのものとして報告させていただいておるんですけども、なかなか私どもの思いと先方の思いとが合致しない、その辺りで結局話が挫折してしまうと。私どもとしましては、公共下水道整備、これをなんとかしていただけないかという話をさせていただくんですが、それが解決してからでいいじゃないですかと、こういうふうにおっしゃられますので、私どもも何か、それにかわる手法をとってまいりたいなと考えているところが現状でございますし、平成17年度をもちまして、水神木水路より以西が完成する。ですから、本来は東につきましても、速やかに18年度以降で着手してまいりたいというのが、担当する我々の気持ちであります。

○山本靖一委員長 中野委員。

○中野委員 今、せせらぎ水路で大きく清掃するのは何回ありますかということ聞いていますけど。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 失礼しました。大きく清掃という状況ではございませんで、その1回の清掃というのは2日かけております。その2日で上流から下流までのコケ等の除去をしているという状況でございます。その2日のうちの1日に防火水槽の清掃をはめるという状況でございます。

○山本靖一委員長 中野委員。

○中野委員 受益者負担金云々の話で請求の問題ですけどね。それ以上今責めたってしゃあないから、今後どういう形に

していくのかな。それだけ聞かせてください。

それと、不明水の対策の問題。これちょっと今答弁聞いて気になったんですけども、結局、実質的に流れる汚水と結局ほかから流水する水ですね、これ、普通僕らは汚水というたら、ほとんどいろんなところに管がずっとつながっておって、どこも出てけえへんというのが僕らの頭なんですけどね。そやから、本来やったら、汚水だったら、もう管がどこもいうたら通じていかんと、別個の管、中が接続するようになってますわな。それが、普通の水が入ってくるという事態が僕ら素人には考えられないんですよ。そういう面でちょっと尋ねとるわけでありましてね。ちょっとそれにもう一遍説明してくれますか。我々としたら、汚水管といったら、必ず家庭から流れてきた水っていうんか、それをずっと流れで最終的に処理していくという形で、大体管にずっとつながるとるわけですから、入ってくるって、僕ら素人からは考えられないんですよ。

それは、全体的に雨水がくるんだったらわかるんですよ。そやけれども、汚水となってきたときにね、ちょっとその辺のところが理解できませんので、すみません、お願いします。

それで、今、せせらぎ水路の問題でね、これ月に2回、さっき言うように、藻をずっととってはるんですか。私、よう行きますけど、余り大きく機械なんか使ってざっとコケ流してはりますけど、間違いなく、本当に月2回やってるんですね。平均ね。わかりました。

そのときのね、ちょっと作業内容見とったらね、本来上からやってきて、清掃するのが、僕らは本来だと思うんですけども。後、さっと見ますとね、また同じように

ね、今度はヘドロというのかな、溜まるとるんですよ。本来上からずっと水をこうしていったら、大体きれいにずっとやっていかなあかんの、後から作業みとっても同じこれぐらい下の方にたまって。これは本当に清掃したんかなという感じ、実は受けたんですよ。だから、こんな質問してるんですよ。一遍作業内容でね、本当に上からずっとやって、ちょっとたまり場見たらありますわな。そういうところ辺がね、どうしてもやっぱり溜まってしまって、そういう感がちょっと見受けられたんでね。これやったら清掃してもらったって、また同じようなこと繰り返すとんちゃうかなという感じがしたものですから、質問させてもらいました。

東別府2丁目の問題ですが、助役、またいろんな手で努力してみてください。我々もまた一生懸命これから訴えさせてもらって、早期にできるように、努力を私たちもしますので、よろしく願います。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 受益者負担金の今後の取り組みについて答弁させていただきます。受益者負担金につきましては、先ほども申しましたように、3年間6期にわたる納付ということでございまして、これまでは年度末に一括して督促をしております。しかしながら、今後につきましては各納期、納期後30日を経過した時点で督促状を発送して、さらにそれでも納付されない方については、さらに30日おいて催告をしていこうと。催告も文書による催告とあわせて電話ですとか、直接にお会いして面談をした上で請求すると、こういった対応を考えておるところでございます。

○山本靖一委員長 宮川次長ね、他市で

は内緒で管につないでるっちゅうようなこととかいろいろ事例がありますやろ、そういうことも含めて、具体的に答弁してください。

宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 不明水につきまして、どういう状況で、そういう汚水以外の水が入るのかとこういうご質問かと思えます。私も本市が整備する時点におきましては、汚水管、雨水管というような形で明確に接続、まず間違ふことなしに、取り付けを行います。その後にやはり経年変化と申しますか、やはり地盤の変動が多少ございます。ですから、その辺りでは不等沈下という状況も発生してまいります。ですから、本管の接合部でややもすると不当沈下によって、そこに漏水箇所が発生する場合もございませぬ。また、各宅地から入ってきます取り付け管、これの接合部につきましても、やはりそういう経年変化の中で緩んだ場合には流入してまいります。

それと、もう1つはコンクリートと塩ビの接合部、これもやはりそれなりに、漏水を招かない状況で施工はいたしますが、やはりその経年変化とそれから材質の違い、こういうところから水が流入すると。もう1つは、民間開発等によりまして、後日、その本管に接続していただく場合がございます。そのときに、雨水管と汚水管の取り違えがあったりとか、あるいはその開発行為の中で宅内におけます排水設備です。このような中で、本来汚水に雨をつないでもらっては困るんですが、部分的にそれぞれの宅地の事情でしようけれども、簡単に接続する場所があって、水が流せるという状況があれば、知らないうちに接続されると、いろんなケースが考えられます。ですから、今本管でどれほど異常が発生してるかと。

それでも、不明水が解消できないということであれば、これはまた個別にそういういろんなところの部分で調査してまいらなければならないかなと。ですから、その辺りが、私どもとしての今後目に見えないところの部分で発生するものですから、非常にいろんな角度からいろんな対応をしていかなければならないのかなと、このように考えております。

せせらぎの方ですけれども、これはやはり、委員ご指摘のとおり、上流から私どもも行っているという状況でございます。ですから、私どもとしましては、2日かけておりますから、上流から福祉会館、福祉会館からその下流というふうな形で施工しております。この流れの中で防火水槽もあわせて清掃しているという状況でございますので、すぐに藻が生えてくるという状況の中では、せっかく清掃しても効果が上がってないというふうな形で見えようかと思っておりますけれども、一応デッキブラシあるいは時には金ブラシというかたわしということで、水を送りもって清掃しているという現状でございますので、よろしく願いを申し上げます。

○山本靖一委員長 中野委員。

○中野委員 ある程度了解しました。そうですね、今せせらぎで清掃の問題ね。作業見とったらね、そうですね、40メートルぐらいのときに、職員が5、6人やってね、2班か3班に分かれておって結局その清掃をしとるんですよ。私が言っているのは、最後の仕上げをね、エアみたいな水でばっと吹きつけて流しておくけど、あれをずっと上から下に向かってしてくれはったらそうでもないんですよ。結局ブラシもかけてるけども、結局それで終わってしもうてるんですよ。その作業内容を見てるんですよ。そういう具体

にね、要は本当にきれいに終わったなと言うたはるんだったら、値打ちあるんですよ。だけれども、そうじゃないもんだから。これなんでやという。せっかくきれいにやっってもまだ残ってるやないかということをお前は言うてるわけでありましてね。一遍作業内容を見てみてください。私のは以上でございます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

柴田委員。

○柴田委員 公共下水のことで少し聞いておきたい。先ほど説明の中で、今年は大口の使用者が減ったので、大分それが減になったというのは、具体的にどうしたことなのか、1つ教えてほしいのと、それから、先ほどもガランド水路のことで聞いてはりましたけども、この中で、修理費で280万円ほど出てるんですが、これどんな修理をするのかということをお教えいただきたい。それから、これはもう毎回ね、これ、今年も二千何百万ですか、清掃費で。これ公共下水道の所管でもってやるから、いっつもこれ言われはるんで、気の毒な話やなと思うんですけども。我々としては、当初あれだけのことをやるのに、これだけの維持管理費が要するというのは、我々自身にも少し勉強が足りなかったかなと思うが、やっぱり毎年これだけのお金が必要。この辺について、藻など発生しにくい何か素材のものをやはり一度コンクリート部分に注入するとか何とかというようなことができないのでしょうかね。これだけ、2か月に1回とか夏場になったら、もう1か月に何回とかいうような清掃が、際限なく繰り返してこれ洗っていかないとということになるとね、もう少し、こういうものに対する抜本的な対処策というものを考えていく必要もあるんじゃないのかというふうには思うんですが、そ

の辺はいかがなものでしょうか。

それから、先ほど、下水管に湧水というかわからない水が入ってくるということ、水道の場合ですと、こちらで水源地で送った水で家庭で使ってもらうまでのロスというのが、例えば10%とか、多いところでは10%、少ないところでは5%とか、できるだけこの幅を小さくしようというような考え方がありますが、これ、公共下水の場合でも、当初使った使用量と、それから末端で処理する水の量とにやっぱり自然的にも、それだけのなんぼかのやっぱり差異というのはあると思うんですが、そういうものは、当初から全国平均とか、各市とかうちとかというようなことで、どれぐらいのその状況というものを想定されておられるのかというようなことを一遍聞いときたいと思うんですけどね。

この前も1度お尋ねしたんですが、下水道管の耐用年数というのがありますね。今度のこの起債を借り換えるのでも、その耐用年数の限度枠いっぱいまでを逆に借り換えるということですが、大阪辺りでは、公共下水管がもうかなり古いですから、しかも陶管などを使っていますので、ロスも多いのではないかと思います、うちの場合は、これ、我々は半永久的なものと思ってるんですが、大体本当のその使用年数というのは、何年ぐらいを想定されるのか、起債なんかに対する耐用年数というのは一定あると思うけど、現実にね、何年ぐらい使えるものなのか。それはそのときのいろいろな状況によって、地震があったり、またいろいろなことがあったりして、内容は変わってくると思うんですが、平均的にどれぐらいのことなのか。

それから、前にも申し上げたんですが、もうかなり以前に整備されてて、20年

間ぐらい全くそこへ供用開始がなされていないということになると、もうこの管は既に耐用年数からいうたら、4分の1ぐらいですね、もう経ってしまってるというようなこともあるんで、その辺のパイプが、下水管がどれぐらい実際あるのかね。これは、今具体的に言われへんと思うんですけど、我々は下水管を考えたときに、そういう心配もするわけです。その辺のことで、今後この公共下水として下水管のあり方というので、少しわかる範囲で教えていただけたらと思います。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 ガランドの修理費280万というものがどういうものに修理費用を使っているのかということですが、この施設の中には遊具も用意しておりますし、また照明器具、それからトイレ、こういうものを用意させていただいております。中には、植栽部分もございいますから、そこらの維持、補修というのはおかしな表現かも知りませんが、トイレの扉あるいはそういうところのいたずらでは済まされないような破壊の仕方、照明器具につきましても、器具の電球等の破損だけでなしに、もうその器具自身を破損されるというようなこともございますので、そのようなものを対応するがために、本来はできるだけ少なくしていただき、そういうことを避けていただければ少なくなるのではないかなと、このように考えます。

今回もガランドのこの施設の管理事業に約2,250万程度計上させていただいておるわけですが、やはりこの中で、1番目に見える状況の中で、清掃、藻が生える、この辺のことかと思えます。

これを、藻を発生しない抜本的な手法ということで、私も事あるごとに、そういう水路施設をお持ちのところなんか、

なんか対応されてますか、何かいい方法はないですかというふうに伺います。ただ、これはできないんですけども、昨年の放流水での事故ですね。完全に藻を絶やすという方法であるならば、今簡単にできるものがあるならば、塩素滅菌が1番早いかなと思います。しかし、これを濃くしますと、やはりその水で触られた方の手、あるいは口、目等に飛散した折りには、それなりのまた人体的障害も発生しようかと思しますので、これはちょっと採用できないかなというところがございます。ですから、あとはいかにその処理水の中の富栄養となっております窒素、リン、これらの除去が、今後処理場でいかなされるかが、今後の大きな課題ではないかなとこのように思います。

それから、不明水の内容の中で、下水道管の耐用年数というご質問。この部分で、通常、コンクリート土木構造の中で、コンクリート構造物というのは、通常、耐用年数50年という状況にございます。ですから、先ほども話題になりました平準化債、この分につきましても、通常の起債ですと30年、それを44年程度にまで対応できないかというような主旨のもとで平準化債が使われているというような状況でございますし、私どももほかからの外力ですとか、先ほどおっしゃってました地震ですね、あるいは事故、こういうことがない限り、今申し上げました50年ぐらいは十分対応できる施設であるという認識はしております。本市も公共下水道を始めましたのが昭和46年ですから、もう30数年、4、5年になってこようかと思えます。その部分の下水道管、いまだに私はその部分ですべてをチェックはできてはおりませんけれども、マンホールのかぶりを換える程度の内容で、目に見える範囲の部品といいますか、そ

ういう部分を取り替える程度で、現状に支障なく利用していると。ですから、まだ今のところ、本市が着手した施設の中では、また耐用年数がきて更新をかけなければならないという状況のものは、いまだ至っていないというふうに考えております。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 使用料収入の減収になっている理由ということで、具体的に取り組んでございます。これまで1社で1億円を超えるような使用料収入があったわけなんですけれども、その事業所が転出したということでございます。

○山本靖一委員長 柴田委員。

○柴田委員 今教えていただいて、特にガランドのことですけど、修理費、最近非常にいろいろなところで、お金が要るんでね、この280万円もできるだけ少ない数字でという感じから言うんですが、多岐にわたってますわな、電灯の修理からトイレの修理からさまざまな設備の保管までいろいろなことね。これはできるだけそういう費用も少なく済むようにと、先ほども言われたように、やっぱり2、200万という数字がどうしても大きいですね。

それから、これはまあ、宮川次長とも昔話したかもしれませんが、なんとか藻を発生しない方法はないかということで、鋭意努力していただいているということもあるんで、私なりにアクリルか何かのそういうものが付着しにくいような素材のものを散布するというんですか、ようなことはできないのかなというようなことを聞いたんですが、それはそれで、まだデメリットがありましてね、滑るとか後々やっぱり危ないとかいうようなことがあるんですが、1度ね、これだけ頻繁に掃除をせないかんということもこれ

も本当はやっぱり大変なことだと思し、してもらう方も大変ですし、また費用的にも大変ですから、1度考えていただきたい。

それから、僕は湧水のことですけれども、これはちょっと答えがなかったように思うんですが、どれぐらい、水道でいうたら、つくった水が末端に行くまでにロスがこれぐらいあると。逆に下水道管の場合は、流した水よりも、周囲から湧いてきたり、入り込んだりする水の平均値というのがあるんでしょうかということをお聞きしたいんです。それのお答えはなかったと思うんですね。

それから、耐用年数のことですが、起債等にうたわれている耐用年数が本当に50年としたらね、もう既に30数年前に入れたパイプの耐用年数が14、5年しか残ってないじゃないかと。50年になったらね、またそういうパイプの抜本的には布設替えとか、部分的には補修とかというようなことを今後考えていかないかんという状況が、今後の公共下水道の管理運営していく中で出てくるとしたら、これはこれからのやっぱり費用というか、この予算化していく中でね、また大きな課題がのしかかってくるなというふうに思うんです。私は50年というような数字は私自身は考えてないんです。大阪だとか、もっと先進都市なんかでも、かなり長いことやって、100年近くなっても、そのまま下水道管、現在使われておりますから、摂津市の場合、そこまで思わんのですが、いずれ将来やっぱりそういうことが起こってくるということも今後やっぱり考えていかなきゃならんという、これもやっぱり市民にもそういう状況を説明していかなければならないのではないのかなという、私はちょっとそういう懸念も思っておりますので、

これはもう耐用年数を今国が言うてるような基準耐用年数ということでの説明であれば、それで結構ですけど、これ、屁理屈言うてしたら、ほんなら50年だったら50年以降の下水管の今後維持管理は抜本的に布設替えまで含めてどんな計画を将来もっていかれるんですか、今からそのことも含めたやっぱり対策を講じていかなきゃならないのではないのでしょうかと、こういうことまで聞かないかんことになるんですが、私はそこまで管が50年というようなもので、もうたちまち使えんようになるというふうにはとってないんですが、将来やっぱりそういうことも含めて考えていかないかんのではないかということをお聞きしたいんですが、これはもう別にご答弁要りませんので。さっきの湧き水というんか、受ける水の量はどういうふうになってるのかということをお聞きしたい。あとはもう結構でございます。どうもありがとうございました。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 どうも失礼しました。下水のその管の能力の考え方なんですけれども、計画汚水量というのをまず求めます。その中でそういういろんな地盤の状況、接続の状況でそういう事が発生するというので、下水道計画の中ではその汚水量に対する2割、20%ですね、ですから、1.2の部分が流れる管渠断面を検討していると。ただ、それぞれの管渠断面にはその分、筒いっぱいではなくて、余裕量というのを幾ばくか空断面として考えて、それで断面を決定すると。ですから、地下水といいますか、不明水という位置づけで下水道計画上考えてますのは、汚水量に対する2割を計上しているという状況でございます。どうも失礼しました。

○山本靖一委員長 柴田委員。

○柴田委員 いや、そこでいつも思うんですけどね、2割がええとか悪いとか思ってません。えらい大きな数字だなと思うんですが。1つ考えられることは、周囲から現污水管にむしろ水が入ってきて、一応処理場へ流れるということになれば、もともとの汚水濃度が、その水によって希釈されてるということになります、逆に考えれば、その污水管からどこぞへ漏れてるということになれば、これは逆な問題が生じてくると思うんですよね。入ってきて、実は出ていってる方は皆無だと思うけど、むしろ、その周囲の土圧、水圧等で、污水管のやっぱり接続部から浸透してきてる水がかなりあるということであれば、それは先ほど説明あったように、当初100のものが、そういうものは20%ぐらいの部分が出てても一応許容範囲ということであれば、その範囲内で入ってるのであれば、ある程度、水の流れ込みは困るんやけれども、安心ですけども、逆にどうもよそへ流れていって、実際100流してる污水管が、終末いくときには、80しかきとれへんというような状況が起こることの方が、私は污水管上の構造上問題があるんじゃないかというふうに感じるわけですが、そんなとこまで細かく、なかなか調査できるのかどうかわかりませんが、もしわかっていけば、私が今言いましたように、むしろその污水管は100流れているけれど、そこへ周囲の水が浸透水があって、多くの水を受けているというようなことであればね、汚水を処理する上からいうて希釈されていった水が流れていってるんやから、ただ、うちが出した水と中央処理場で受けた水ではかるんでしょかね、これは。そこらちょっとわからないんですが、その辺でやっぱり2割ぐらい

の差が出てくるということなのか。その辺もちょっとわかれば教えといてください。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 不明水の2割という数字が計画上大きい小さいかと。今、現実それがなぜ問題になってそういう調査をしなければならないかということにつきましては、明らかにその数字を上回っている。2割以上の水が処理場に入り込んでるという状況です。ですから、やはりその分につきましては、費用がその濃度が希釈されたから、処理場の負荷が落ちるかと言えばそうでなしに、処理工程はそういう状況の水であっても同じ工程をたどりますから、係る経費は増えれば増えるほど、かかる状況になるかなという形ですね。

それと、もう1つ、下水道管に流入する不明水もあれば、下水道管から汚水が漏れ出すということもあるのではないかと。通常、下水道のパイプが正常に破損してない状況で、漏水する状況にあるとすれば、これは水道水の場合は圧をかけて水を送っておりますから、もしそういう欠損部分が出ますと、外に漏れ出すと、こういう状況にございます。しかしながら、下水の場合は、自然流下で管の中には圧がかかってない状況ですから、反対に地下水に被圧をされている部分、そういう水位差の部分で、流入するという状況にございます。ただ、委員おっしゃってますように、漏れない、絶対に漏れないかという話になりますと、これはちょっと私もいろんな状況が考えられます。本当に破損されてない状況であるなら、漏れることはないですけども、そういう部分につきましては、恐らく流れの中で、漏れるほど口が空いてるということは、土砂等も管の中に流入してまいりますか

ら、管の中の流れがまず支障を来してきて、その管が破損してるという事実をつかめるんじゃないかな、このように思います。そういう状況で、今後私どもも、維持管理の中については、重々注意してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひします。

○山本靖一委員長 柴田委員。

○柴田委員 よくわかりました。問題はやっぱりうちから出している水と、向こうで受けてもらう水との中に、2割を越してる量で、これは大変困ったことやと。料金的にも非常にその分請求されてくるわけですから。困ったことだということで、浸透水、その他のことを対策としてやっていきたいということをお考えになっていただけてるんだと思うんで、これは我々、あくまでも素人ですので、ああやったらよろしいん違いまっか、こうやったらよろしいん違いまっかということはなかなか言えないので、1つ今持っておられる考えられること、技術的なことを駆使して、1つできるだけ少ない量に抑えていただけるように努力してほしいと。きょうはええ勉強になりました。ありがとうございました。以上です。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 2時37分 休憩)

(午後 2時38分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第40号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質

議をを終わります。

暫時休憩します。

(午後 2時39分 休憩)

(午後 2時41分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第2号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第6号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第13号について、可決すること

に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第35号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第36号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第40号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第44号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午後2時43分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 山本靖一

建設常任委員 柴田繁勝